

子発1110第4号
平成29年11月10日

各都道府県知事 殿
各指定都市・中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第123号。以下「改正省令」という。）が平成29年11月10日付で別添のとおり公布され、同日施行（一部の規定については、平成30年4月1日施行）されたところである。

改正省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、管内関係機関、管内市町村及び関係団体等に対する周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

今般、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日公表）において、保育の質の確保のために、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）について事故報告の義務化を図ることや認可外保育施設において保護者への適切な情報提供を確保することとされたこと等を踏まえ、認可外保育施設等に関する事故が発生した場合の報告義務に関する規定や認可外保育施設における掲示事項に関する規定の整備など、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）について所要の改正を行ったこと。

また、待機児童解消の取組の一つとして、保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の認可に際して、都道府県知事又は市町村長（特

別区の長を含む。以下同じ。) が認可しないことができる要件について所要の改正を行ったこと。

2 改正の概要

(1) 認可外保育施設等の事故報告の規定の新設について

ア 認可外保育施設の設置者は、法第 59 条の 2 の規定に基づき、事業を開始する場合には都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下 2（1）ア及びイにおいて同じ。）への届出を要するところ、事業の実施に当たっては事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、認可外保育施設に関する指導監督権限がある都道府県知事に速やかに報告すること。

また、当該報告を受けた都道府県知事は、当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

イ 子育て短期支援事業（法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業をいう。）、一時預かり事業（同条第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。）又は病児保育事業（同条第 13 項に規定する病児保育事業をいう。）（以下「事業等」という。）を行う者は、事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、事業等に関する指導監督権限がある都道府県知事に速やかに報告すること。

ウ 子育て援助活動支援事業（法第 6 条の 3 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。）を行う者は、事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合に当該事実を早期に把握するため、援助を行う者に速やかな報告を求める等の必要な措置を講ずること。

加えて、当該事業を行う者は、事故が発生した場合には、事業に関する指導監督権限がある都道府県知事に報告すること。

エ なお、事故が生じた場合の報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号・29 初幼教第 11 号・子保発 1110 第 1 号・子子発 1110 第 1 号・子家発 1110 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知）を参照すること。

(2) 認可外保育施設における掲示事項について

認可外保育施設における保護者への適切な情報提供を確保するため、当該施設の設置者が当該施設に掲示しなければならない事項に、アからオまでに掲げる事項を追加すること。

- ア 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
保育する乳幼児に関して契約している保険の加入状況として、保険の種類、
保険事故及び保険金額を記すこと。
- イ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
提携している医療機関の名称、所在地及び具体的な提携内容を記すこと。
- ウ 緊急時等における対応方法
緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。
なお、別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合において
は、その旨を記すこと。
- エ 非常災害対策
災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施
状況、避難場所や避難方法などを記すこと。
また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示
しても差し支えないこと。
なお、非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑み
た上で想定される災害を指している。
- オ 虐待の防止のための措置に関する事項
虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作
成状況等について記すこと。

(3) 保育所及び家庭的保育事業等の認可について

保育所及び家庭的保育事業等の認可に当たっては、当該認可の申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下「申請開始年度」という。）に係る必要利用定員総数が満たされている等の場合に、認可しないことができる」とされているところ、待機児童が申請開始年度以降も引き続き発生することが予想されており、保育の受け皿整備が必要な場合（申請開始年度の翌年度に係る必要利用定員総数が申請開始年度に係る必要利用定員総数を上回っている場合）には、申請開始年度の翌年度の必要利用定員総数により需給調整を行うこと。

なお、保育の受け皿整備に当たっては、各教育・保育提供区域内における保育のニーズを的確に把握することが肝要であり、大規模マンション等の建設などの人口流入要因や女性の就業率及び保育利用率の伸びなどを分析し、必要利用定員総数の適切な設定に努めること。

3 施行日

2（1）及び（3）の改正については、公布日から施行すること。

また、2（2）の改正については、平成30年4月1日施行とすること。